

かわいいお孫さまに 非課税で教育資金を贈与できる制度を ご存知ですか？

教育資金贈与信託「まごよろこぶ」なら



祖父母さま等から30歳未満のお孫さま等おひとりにつき
1,500万円まで、教育資金を一括して非課税で贈与できます。

※「教育資金として支出しなかった金額」は、贈与税の課税対象額に加算されますので、ご注意ください。



教育資金の立替負担なし。領収書等の提出は後日でも可能。

※領収書等は教育費の支払年月日の属する年の翌年3月15日までに提出が必要です。

※領収書等の提出に加え、教育費の支払い年内に教育資金の払い出しが別途必要になります。



授業料や入学金等といった教育機関へのお支払いのみならず、
習い事や塾等、学校等以外へ支払われる教育資金についても
500万円を上限に非課税適用が可能です。

※本商品のお申込みには信託報酬がかかります。お孫さま等が本商品を利用した贈与を初めて受ける場合、新規申込時に1契約あたり11万円(消費税込)の管理報酬を祖父母さま等からお支払いいただきます。ただし、祖父母さま等が当社が定める条件に該当する場合は、当該管理報酬はいただきません。なお、ご契約成立後は、お支払いいただいた管理報酬は返還できません。管理報酬の他に、運用報酬として、3月・9月の各25日および信託期間満了日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額(予定配当率と信託金元本により計算される額)等を差し引いた金額がかかります。

商品のご案内
(動画)



「まごよろこぶ」の
詳細はこちら
(当社HP)



お電話でのお問い合わせ

まごよろこぶ
0120-05-4652

ご利用時間/平日9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)



三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



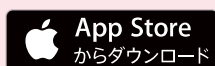
ご相談からお申込みまでの流れ(ご郵送でのお手続き)

※教育資金贈与信託のお申込みにあたり、普通預金口座の開設が必要になります。

三菱UFJ信託銀行口座開設アプリの詳細・ダウンロードは下記URLまたは二次元コードからご確認ください。

https://www.tr.mufg.jp/ippan/kouza/kouza_select.html

iPhone版はこちら



Android版はこちら



アプリをご利用いただけない方は、こちらからお申込みください。

https://www.tr.mufg.jp/ippan/kouza/kouza_top.html

STEP1 パンフレットとお申込資料のお取り寄せ

普通預金口座の開設が完了されましたら、資料のお取り寄せをお願いいたします。送付先やお申込内容をお伺いしますので、**0120-05-4652(まごよろこぶ)**までご連絡ください。祖父母さま等・お孫さま等それぞれに書類をお送りいたします。

※ご利用時間/平日9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

STEP2 当社より商品のご説明とご意向の確認のお電話

教育資金贈与信託のご説明と、ご契約にあたっての重要事項をご連絡いたします。書類の記入方法についてもご案内いたしますので、ご説明を受けてから書類の記入をお願いいたします。

STEP3 申込書のご記入・ご返送

署名・捺印など必要項目を記入後、必要書類や申込書を一緒にご返送ください。戸籍謄本については、祖父母さま等・お孫さま等のどなた様からご提出いただいても構いません。

STEP4 祖父母さま等からのご入金でお申込み成立

祖父母さま等の普通預金に贈与するご資金を入金ください。申込書の送付後にご資金を用意される場合、普通預金口座の番号を控えていただくことをお勧めいたします。

STEP5 申込書の控えなどを受け取って完了

ご準備いただきたい書類などの詳しいご案内はパンフレットにてご確認ください。

【ご留意事項】

- ・2013年4月1日から2026年3月31日までに、祖父母さま等からお孫さま等(30歳未満の方に限ります)への教育資金の贈与について、お孫さま等1人につき1,500万円を限度として贈与税が非課税になります(「教育資金」として払い出す金額のうち、学校等以外に払い出す金額の上限は500万円です)。
- ・信託契約日の前年のお孫さま等の合計所得金額が1,000万円を超える場合、新規と追加のご契約はできません。
- ・当社所定の審査によりお引き受けできない場合がございます。
- ・税務上のご留意事項について、詳しくは税理士または所轄税務署等にご確認ください。
- ・本信託に係る税制や教育費の取扱い等については法改正等により変更されることがあります。

最新の情報については文部科学省ホームページをご確認ください。